

一、相关新法令、新政策

- [关于做好《外国企业或者个人在中国境内设立合伙企业管理办法》贯彻实施工作的通知](#)

【发布单位】国家工商行政管理总局

【发布文号】工商外企字〔2010〕31号

【发布日期】2010-02-10

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

关于做好《外国企业或者个人在中国境内设立合伙企业管理办法》贯彻实施工作的通知

http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/wstzqyj/201002/t20100212_80310.html

外国企业或者个人在中国境内设立合伙企业管理办法

http://www.gov.cn/zwgk/2009-12/02/content_1478238.htm

- [关于进一步规范入学和就业体检项目维护乙肝表面抗原携带者入学和就业权利的通知](#)

【发布单位】人力资源和社会保障部、教育部、卫生部

【发布文号】人社部发〔2010〕12号

【发布日期】2010-02-10

【提示】该通知明确：除卫生部核准并予以公布的特殊行业外，取消入学、就业体检中的乙肝检测项目，用人单位不得以劳动者携带乙肝表面抗原为由予以拒绝招（聘）用或辞退、解聘等。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

关于进一步规范入学和就业体检项目维护乙肝表面抗原携带者入学和就业权利的通知

http://www.mohrss.gov.cn/Desktop.aspx?path=mohrss/mohrss/InfoView&qid=83af78ba-a085-4bd5-ac86-373d2da4b0a8&tid=Cms_Info

政策解读及热点答疑

http://www.mohrss.gov.cn/Desktop.aspx?path=mohrss/mohrss/InfoView&qid=25ff5771-472c-450e-b84c-5d97b4b95eb9&tid=Cms_Info

- [流动资金贷款管理暂行办法](#)

【发布单位】中国银行业监督管理委员会

【发布文号】中国银行业监督管理委员会令 2010 年第 1 号

【发布日期】2010-02-12

【实施日期】2010-02-12

【法令全文】请点击以下网址查看：

一、関連する新法令、新政策

- [「外国企業又は個人が中国国内にパートナーシップ企業を設立することの管理弁法」の施行作業を貫徹することについての通知](#)

【発布機関】国家工商行政管理総局

【発布番号】工商外企字〔2010〕31号

【発布日】2010-02-10

【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。

「外国企業又は個人が中国国内にパートナーシップ企業を設立することの管理弁法」の施行作業を貫徹することについての通知

http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/wstzqyj/201002/t20100212_80310.html

外国企業又は個人が中国国内にパートナーシップ企業を設立することの管理弁法

http://www.gov.cn/zwgk/2009-12/02/content_1478238.htm

- [入学及び就業に伴う健康診断項目を一層規範化し、B 型肝炎表面抗原保菌者の入学及び就業の権利を更に保護することについての通知](#)

【発布機関】人的資源及び社会保障部、教育部、衛生部

【発布番号】人社部発〔2010〕12号

【発布日】2010-02-10

【コメント】本通知においては、衛生部が認可し、公布する特殊な業種のほかに、入学、就業に伴う健康診断における B 型肝炎診断項目の取消し、雇用者は、労働者が B 型肝炎表面抗原を保菌していることを理由に採用を拒絶し、又は労働者を解雇してはならないこと等が明確にされている。

【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。

入学及び就業に伴う健康診断項目を一層規範化し、B 型肝炎表面抗原保菌者の入学及び就業の権利を更に保護することについての通知

http://www.mohrss.gov.cn/Desktop.aspx?path=mohrss/mohrss/InfoView&qid=83af78ba-a085-4bd5-ac86-373d2da4b0a8&tid=Cms_Info

政策の解説及び注目を浴びている話題に対する質疑応答

http://www.mohrss.gov.cn/Desktop.aspx?path=mohrss/mohrss/InfoView&qid=25ff5771-472c-450e-b84c-5d97b4b95eb9&tid=Cms_Info

- [流動資金貸付管理暫定弁法](#)

【発布機関】中国銀行業監督管理委員会

【発布番号】中国銀行業監督管理委員会令 2010 年第 1 号

【発布日】2010-02-12

【施行日】2010-02-12

【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/jsp/docView.jsp?docID=201002201E5EAD802751AB4DFFB3F860B7A14E00>

● 个人贷款管理暂行办法

【发布单位】中国银行业监督管理委员会
【发布文号】中国银行业监督管理委员会令 2010 年第 2 号
【发布日期】2010-02-12
【实施日期】2010-02-12
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/jsp/docView.jsp?docID=20100220F923E143F994093CFF19797AF52F4F00>

● 关于税收协定有关条款执行问题的通知

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国税函〔2010〕46 号
【发布日期】2010-01-26
【提 示】该通知就《国家税务总局关于执行税收协定特许权使用费条款有关问题的通知》（国税函〔2009〕507 号）在执行中的一些问题进行了明确。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9551116.html>

● 关于开通税务登记网上预登记的通知（上海）

【发布单位】上海市国家税务局、上海市地方税务局
【发布文号】沪国税征科〔2010〕7 号
【发布日期】2010-01-25
【实施日期】2010-01-01
【提 示】自 2010 年 01 月 01 日起，上海市在上海财税网站（www.csj.sh.gov.cn）开展税务登记网上预登记工作。该通知对网上预登记的范围和流程进行了规定。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai21290.html>

● 关于进一步促进本市中介服务业发展若干意见的通知（上海）

【发布单位】上海市人民政府
【发布文号】沪府发〔2010〕4 号
【发布日期】2010-02-08
【提 示】该通知内容包括：

<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/jsp/docView.jsp?docID=201002201E5EAD802751AB4DFFB3F860B7A14E00>

● 個人貸付管理暫定弁法

【発布機関】中国銀行業監督管理委員会
【発布番号】中国銀行業監督管理委員会令 2010 年第 2 号
【発布日】2010-02-12
【施行日】2010-02-12
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/jsp/docView.jsp?docID=20100220F923E143F994093CFF19797AF52F4F00>

● 租税協定関係条項の執行についての通知

【発布機関】国家税務総局
【発布番号】国税函〔2010〕46 号
【発布日】2010-01-26
【コメント】本通知は、「租税協定ロイヤリティ条項を執行することについての国家税務総局による通知」（国税函〔2009〕507 号）の執行過程における若干事項について明確にしている。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9551116.html>

● 税務登記のオンライン予備登記を開通することについての通知（上海）

【発布機関】上海市国家税務局、上海市地方税務局
【発布番号】滬国税征科〔2010〕7 号
【発布日】2010-01-25
【施行日】2010-01-01
【コメント】2010 年 1 月 1 日より、上海市は、上海財稅ウェブサイト（www.csj.sh.gov.cn）にて税務登記のオンライン予備登記作業を実施している。本通知は、オンライン予備登記の範囲及び手順について定めている。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai21290.html>

● 上海市の仲介サービス業發展を一層促進することについての若干意見の通知（上海）

【発布機関】上海市人民政府
【発布番号】滬府発〔2010〕4 号
【発布日】2010-02-08
【コメント】本通知には下記の内容が含まれる。

推进重点领域中介服务业务发展	<p>包括以下领域：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 咨询服务 2. 信用服务 3. 融资担保 4. 会计税务服务 5. 法律和仲裁服务 6. 贸易和运输相关服务 7. 会展服务 8. 知识产权服务 9. 人力资源服务 10. 广告服务
改善和优化市场发展环境	<p>共 8 项措施，其中包括：</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>进一步放宽中介服务业市场准入。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 鼓励和支持各类资本进入法律、法规和规章未禁入的中介服务行业和领域。 ➢ 新办中介服务机构登记注册时，在名称核准、集团设立、投资人资格、经营范围、营业场所等方面按照有关规定适当放宽条件。 ➢ 凡不涉及公共安全、环境保护、人身健康、生命财产安全的行业或项目，试行告知承诺制或登记备案制，由注重事前审批转变为加强事后监管。 ▪ <u>完善中介服务机构的收费政策。</u> ▪ <u>建立健全诚信管理体系。</u>

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai21273.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 2010 年税务稽查工作重点

据国家税务总局相关负责人介绍，2010 年税务稽查工作重点为重点税源检查和大要案件查处两项。包括：

1. 指令性检查项目：药品经销行业、房地产及建筑安装行业和交通运输行业。
2. 指导性检查项目：营利性医疗和教育机构、年所得额 12 万元以上个人所得税自行申报，以及其他各地认为需要开展税收

重点分野における仲介サービスの発展を促す	<p>以下の分野が含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コンサルティングサービス 2. クレジットサービス 3. 融資保証 4. 会計税務サービス 5. 法律及び仲裁サービス 6. 貿易及び輸送関係サービス 7. コンベンションサービス 8. 知的財産権サービス 9. 人的資源サービス 10. 広告サービス
市場発展環境の改善及び最適化	<p>合計で 8 項目の措置が出されており、そのうち、下記の内容が含まれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>仲介サービス業の市場参入を一層緩和する。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 各種の資本が、法律、法規及び規則にて禁止されていない仲介サービス業種及び分野に導入されることを奨励し支持する。 ➢ 仲介サービス機関の登記登録を新たに行なう場合、名称の認可、グループの設立、出資者の資格、経営範囲、営業場所等は、係る規定に基づき、適切に条件の緩和を行う。 ➢ 公共の安全、環境保護、人身の健康、生命財産の安全に関わらない業種又はプロジェクトにおいて、告知承諾制又は登記届出制を試行し、事前審査許可に重点を置くことから事後監督管理の強化に変更する。 ▪ <u>仲介サービス機関の料金体制を整備する。</u> ▪ <u>健全且つ誠実な管理システムを確立する。</u>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai21273.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

● 2010 年税務査察作業の重要ポイント

国家税務総局の責任者の説明によれば、2010 年税務査察作業の重要ポイントは、重要税源の検査及び重大事件の取締りの 2 項目である。具体的に下記の事項が含まれる。

1. 指令性検査項目：薬品取次ぎ販売業種、不動産及び建築据付業種及び交通輸送業種。
2. 指導性検査項目：営利性の医療及び教育機構、年間所得額が 12 万元以上の個人所得

专项检查的项目。

- 3. 开展非居民企业税收专项检查,开展打击发票违法犯罪活动工作等。

(里兆律师事务所 2010 年 02 月 21 日整理编写)

税を自己申告し、及びその他の各地域が租税個別検査を要すると判断する項目。

- 3. 非居民企業の租税個別検査を行い、領収書の違法犯罪活動を撲滅するための作業を行なう等。

(里兆法律事務所が 2010 年 2 月 21 日付けで作成)

- 上海市外商投资企业“2009 年 12 月”和“2010 年 01 月”基本业务统计数据

根据上海市工商局网站提供的统计数据,上海市外商投资企业“2009 年 12 月”和“2010 年 01 月”基本业务统计数据如下:

信息分类	2009 年 12 月		2010 年 01 月		
	数据	与 2008 年同期比增减%	数据	与 2009 年同期比增减%	
新设	企业户数	469 户	-7.1%	505 户	31.5%
	投资总额	18.71 亿美元	107.4%	9.81 亿美元	84.1%
	注册资本	12.09 亿美元	123.5%	7.13 亿美元	89.6%
累计	企业户数	52764 户	1.8%	53079 户	3.8%
	投资总额	3084.29 亿美元	4.9%	3108 亿美元	8.3%
	注册资本	1818.92 亿美元	7.5%	1832.51 亿美元	10.3%

(里兆律师事务所 2010 年 02 月 21 日整理编写)

- 上海市外商投資企業の「2009 年 12 月」及び「2010 年 1 月」の基本業務の統計データ

上海市工商局ウェブサイト提供の統計データに基づき、上海市外商投資企業の「2009 年 12 月」和「2010 年 1 月」の基本業務統計データは下記の通りである。

情報の分類	2009 年 12 月		2010 年 01 月		
	データ	2008 年同期比増減率%	データ	2009 年同期比増減率%	
新設	企業数	469 社	-7.1%	505 社	31.5%
	投資総額	18.71 億米ドル	107.4%	9.81 億米ドル	84.1%
	登録資本	12.09 億米ドル	123.5%	7.13 億米ドル	89.6%
累計	企業数	52764 社	1.8%	53079 社	3.8%
	投資総額	3084.29 億米ドル	4.9%	3108 億米ドル	8.3%
	登録資本	1818.92 億米ドル	7.5%	1832.51 億米ドル	10.3%

(里兆法律事務所 2010 年 2 月 21 日付けで作成)

- 简析《侵权责任法》框架下的产品责任（连载之一/共二篇）

《中华人民共和国侵权责任法》(以下简称“《侵权责任法》”)已于 2009 年 12 月 26 日通过,将于 2010 年 07 月 01 日施行。《侵权责任法》是中国继《合同法》、《物权法》之后的又一部基本民事法律制度,将成为中国未来推行的“民法典”的又一个重要组成部分。

《侵权责任法》在規定侵权责任的一般原則、責任構成和責任方式的同时,重點規定了产品責任等七类特殊侵权责任(“特殊侵权责任”在归責原則上,有别于“一般侵权责任”的“过错責任原則”)。在此,律師擬以《侵权责任法》为基础,对比《中华人民共和国产品质量法》¹(以下简称“《产品质量法》”)等中国现行法律规定,对与广大企业密切相关的产品責任进行如下简要分析。

- 「不法行為法」枠組における製造物責任を簡潔に分析する(連載第 1 回目/連載 2 回)

「中華人民共和國權利侵害責任法」(以下「不法行為法」という)が 2009 年 12 月 26 日に可決され、2010 年 7 月 1 日に施行される。「不法行為法」は中国の「契約法」、「物権法」に続く基本民事法律制度的 1 つであり、これもまた中国が将来推進する「民法典」の重要な構成部分の 1 つである。

「不法行為法」は不法行為責任の一般原則、責任構成及び責任負担方式を定めると同時に、製造物責任等の 7 つの特殊不法行為責任(「特殊不法行為責任」は責任帰属の原則上、「一般不法行為責任」の「故意・過失責任の原則」とは異なる)を重点的に定めている。ここで、筆者は「不法行為法」をベースに、「中華人民共和國製造物品質責任法」¹(以下「PL 法」という)等の中国の現行の法律規定と比較しながら、多くの企業と密接に係る製造物責任について以下の通り簡潔に分析する。

¹ 律師理解,虽然《侵权责任法》和《产品质量法》都对产品責任做出了規定,但《侵权责任法》的施行并不会导致《产品质量法》相关内容无效,两者应按照一般法和特別法的关系予以理解和适用。

¹ 筆者の理解では、「不法行為法」と「PL 法」はいずれも製造物責任について規定を行って行っているが、「不法行為法」の施行は「PL 法」の關係内容を無効にするものではなく、両者は一般法と特別法の關係に基づき理解し適用することになると考える。

产品责任的定义

根据《侵权责任法》，产品责任是指产品生产者、销售者因产品存在缺陷造成他人人身、财产损失所应当承担的侵权责任。其中，根据《产品质量法》第46条的规定，“产品存在缺陷”是指产品存在危及人身、财产安全的不合理的危险；产品有保障人体健康和人身、财产安全的国家标准、行业标准的，是指不符合该标准。

产品责任区别于产品质量责任，后者是指产品的生产者、销售者以及对产品质量负有直接责任的主体违反《产品质量法》规定的产品质量义务而应承担的法律责任，该法律责任的范围广泛，既可能是侵权责任，也可能是违约责任。

产品责任的归责原则

《侵权责任法》再次确认了《产品质量法》所确立的关于产品责任的归责原则，即，可以总结为“对内的归责原则”和“对外的归责原则”两类。具体来讲：

1. “对内的归责原则”可分为“生产者的严格责任”和“销售者的过错责任”。即：

- 对于生产者而言，只要发生了“产品缺陷造成他人人身、财产损害的后果”，无论生产者处于怎样的主观心态，除非存在法律规定的“除外事由”，否则，生产者都应当承担侵权责任。《侵权责任法》对“除外事由”未作规定，律师认为，此时《产品质量法》第41条规定的以下“除外事由”应当适用：
 - (1) 生产者未将产品投入流通的；
 - (2) 产品投入流通时，引起损害的缺陷尚不存在的；
 - (3) 将产品投入流通时的科学技术水平尚不能发现缺陷的存在的。

需要注意的是，即便符合上述第(2)项和第(3)项的“除外事由”，也不意味着生产者可以绝对免责。根据《侵权责任法》，产品投入流通后发现存在缺陷的，生产者、销售者应当及时采取警示、召回等补救措施；未及时采取补救措施或者补救措施不力造成损害的，仍应承担侵权责任。

- 对于销售者而言，只有在“因其过错致使产品存在缺陷，从而造成他人人身、财产损害的后果”的情形下，销售者才应承担侵权责任。如果销售者能够证明自己没有过错的，则不必承担侵权责任。但如果销售者不能指明缺陷产品的生产者也不能指明缺陷

製造物責任の定義

「不法行為法」によると、製造物責任とは、製造者、販売者が製品に欠陥が存在したことで他人の身体、財産に損害をもたらしたことにより負うべき不法行為責任をいう。そのうち、「PL法」第46条の規定によると、「製品に欠陥が存在した」とは製品に身体、財産の安全を脅かす不合理な危険が存在することをいい、製品に人体の健康及び身体、財産の安全を保障する国家基準、業種規格がある場合は、この基準に適合しないことをいう。

製造物責任は製造物品質責任とは異なり、後者は、製品の製造者、販売者及び製品の品質について直接の責任を負う主体が「PL法」に定める製造物品質義務を違反したときに負担すべき法的責任をいい、当該法的責任範囲は広く、不法行為責任も、違約責任も含まれると考えられる。

製造物責任の責任帰属の原則

「不法行為法」は、「PL法」にて確立された製造物責任の責任帰属の原則を、「内部に対する責任帰属の原則」と「外部に対する責任帰属の原則」の2つにまとめることができると改めて確認するものである。具体的には次の通りである。

1. 「内部に対する責任帰属の原則」は「製造者の厳格な責任」と「販売者の故意・過失責任」に分けることができる。

- 製造者については、「製品の欠陥が他人の身体、財産に損害をもたらした結果」が発生するだけで、製造者がどのような主観的な意識下であったとしても、法に定められた「免責事由」が存在しない限り、製造者はいかなるときであれ不法行為責任を負うことになる。「不法行為法」は「免責事由」について規定を行っていないが、この場合「PL法」第41条に定める以下の「免責事由」が適用されると筆者は考える。
 - (1) 製造者が製品を市場に投入し流通させていなかった。
 - (2) 製品を市場に投入し流通させた時点では、損害をもたらした欠陥は存在していなかった。
 - (3) 製品を市場に投入し流通させた時点での科学技術水準では欠陥の存在を発見することができなかった。

注意すべき事項として、上記の第(2)号及び第(3)号の「免責事由」に適合したとしても、製造者は絶対に免責できることを意味するのではない。「不法行為法」によると、製品を市場に投入し流通させてから欠陥の存在に気付いた場合、製造者、販売者は遅滞なく注意喚起、リコール等の救済措置を講じなければならず、救済措置を遅滞なく講じなかった、又は救済措置が功を奏さずして損害をもたらした場合、依然と

产品的供货者的,那么,此时适用“推定过错原则”,销售者仍应承担侵权责任。

2. “对外的归责原则”是指产品生产者和销售者应当对因产品责任造成的损害向被侵权人承担连带责任。发生产品责任的,被侵权人可以向生产者请求赔偿,也可以向销售者请求赔偿,任何一方都不得拒绝。产品缺陷由生产者造成的,销售者赔偿后,有权向生产者追偿。因销售者的过错使产品存在缺陷的,生产者赔偿后,有权向销售者追偿。

由于篇幅限制,我们暂介绍以上内容。在下期《里兆法律资讯》(Issue 192)中,我们将进一步分析“产品责任的承担主体”、“产品责任的承担方式”、“给产品生产者、销售者的建议”等内容,敬请关注。

备注:

请点击以下网址,查看相关法令的全文内容:

《中华人民共和国侵权责任法》

http://www.gov.cn/flfg/2009-12/26/content_1497435.htm

《中华人民共和国产品质量法》

http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/flgz/zlxq/jd/200701/t20070130_27668.htm

(里兆律师事务所 2010年02月21日整理编写)

して不法行為責任を負わなければならない。

- 販売者については、「自己の故意・過失により製品に欠陥が存在したことで、他人の身体、財産を損なう結果をもたらした」状況においてのみ、販売者は不法行為責任を負うことになる。販売者が自身には故意・過失がないことを証明できる場合は、不法行為責任を負う必要はない。但し販売者が欠陥製品の製造者を明示できず、欠陥製品の供給業者を明示することもできない場合は、「故意過失推定の原則」を適用し、販売者は依然として不法行為責任を負うことになる。

2. 「外部に対する責任帰属の原則」とは、製品の製造者及び販売者は、製造物責任によりもたらす損害について被侵害者に対し連帯責任を負わなければならないことをいう。製造物責任が発生した場合、被侵害者は製造者に対し賠償を請求することも、販売者に対し賠償を請求することもでき、いずれの一方もこれを拒否してはならない。製品の欠陥が製造者によりもたらされた場合、販売者は賠償した後、製造者に償還請求することができる。販売者の故意・過失により製品に欠陥が存在することになったのであれば、製造者は賠償した後、販売者に対し償還請求することができる。

紙面に限りがあることから、まずは以上の内容を紹介する。次回の「里兆法律情報」(Issue192)では、「製造物責任を負担する主体」、「製造物責任の負担方法」、「製品製造者、販売者に対する助言」等について更に分析する。

備考:

関係する法令の全文の内容をご覧になる場合は、下記のURLをクリックしてください。

「中華人民共和国権利侵害責任法」

http://www.gov.cn/flfg/2009-12/26/content_1497435.htm

「中華人民共和国製造物責任法」

http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/flgz/zlxq/jd/200701/t20070130_27668.htm

(里兆法律事務所が2010年2月21日付で作成)